

『女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画』

女性が就業継続し、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日 ～ 平成33年3月31日

2. 当社の課題

- ・ 採用における男女労働者割合に大きな差は見られないが、男女の継続勤務年数には未だ差が見られる。
- ・ より基幹的な雇用管理区分（総合職）において女性割合が低く、定型的業務を中心に推進するとされる雇用管理区分（専任職）における女性割合が高い。

3. 目標と取組内容

目標①：男性の平均勤続年数に対する女性の平均勤続年数の割合を70%以上とする

〔取組内容〕

- * 産前・産後休業や育児休業取得を推進する取組を図る。
 - ・ 育休復職者による、対象者へのアドバイスや情報提供
 - ・ 利用可能な制度に関する周知

目標②：女性社員における総合職に占める割合を20%以上とする

〔取組内容〕

- * 「専任職」から「総合職」への転換を推進する。
 - ・ 女性社員が自身のキャリア形成に対する意識を醸成するための研修と上司からの働きかけ
 - ・ キャリア形成できるよう、資格取得の積極的な推進

以 上